

AIS 関連国際発表奨励規程改訂

第一条（目的）

本規程は、経営情報学会会員による、AIS 関連大会での発表と、AIS 関連学術誌への論文発表を促進することを目的とする。

第二条（奨励内容）

第三条及び第四条に列挙した大会及び学術誌に採択され発表された学会員の研究に対して、以下の賞金を贈呈する。ただし、投稿時および発表時に会員であることを贈呈の条件とする。

1. ICIS 学会発表 1 件につき、30 万円を贈呈する。ただし、ICIS のドクトラルコンソーシアムとポスターセッションは 10 万円とする。
2. その他の学会の発表、ドクトラルコンソーシアム、ポスターセッション一件につき、10 万円を贈呈する。
3. 学術論文一件につき、10 万円を贈呈する。
4. 受賞は単著共著に関わらず、原則として一人一年に 1 回とする
5. 学会発表時点及び学術誌採択時点で報奨する。

第三条（表彰対象となる大会）

助成対象となる AIS 関連大会には、以下の関連学会が含まれる。

1. International Conference on Information Systems (ICIS)
2. Pacific Asia Conference on Information Systems (PACIS)
3. Americas Conference on Information Systems (AMCIS)
4. European Conference on Information Systems (ECIS)

第四条（表彰対象となる学術誌）

助成対象となる AIS 関連学術誌には、以下のものが含まれる。

1. Journal of the Association for Information Systems (JAIS)
2. Pacific Asia Journal of the Association for Information Systems (PAJAIS)
3. MIS Quarterly (MISQ)
4. Information Systems Research (ISR)

第五条（予算）

贈呈総額が当該年度の予算に達した場合には、以後の贈呈を打ち切ることがある。

第六条（改廃）

本規程は毎年度 1 回、見直しを行う。また、2014 年度迄の時限規程とする。

その他随時、制度運用の状況や学会の状況によって、本規則を改廃する場合がある。改廃は国際化タスクフォース委員会の発議により、理事会の議を経て行う。

附則

本改訂案は、2012 年 3 月 16 日から施行する。

(以上)